

総行選第95号

平成27年10月30日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号。以下「改正法」という。）は、平成27年8月5日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ平成27年政令第367号及び平成27年総務省令第92号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の改正は、改正法の施行に伴い、参議院合同選挙区選挙（公職選挙法（以下「法」という。）第5条の6第2項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）に関し、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数、選挙の一部無効による再選挙に関する選挙運動の特例等を定めるとともに、その執行に係る規定の整備を行うことを目的として行われ、改正令及び改正規則は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（平成27年11月5日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 参議院合同選挙区選挙の執行に関する事項

- 1 合同選挙区都道府県（法第5条の6第1項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会は、法第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならないものとする。こと。（新令第22条第1項関係）
- 2 参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないものとし、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員長又は合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員長は、選挙長若しくは選挙分会長及びこれらの者の職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員又は職員の中から、選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管掌すべき者を選任しなければならないものとする。こと。（新令第80条関係）
- 3 参議院合同選挙区選挙に関して、立候補届出等に係る通知に関する規定を設けるものとする。こと。（新令第92条第9項関係）

第2 参議院合同選挙区選挙における選挙公営に関する事項

- 1 公営の適用を受けようとする者の届出先
参議院合同選挙区選挙において公営の適用を受けようとする者は、有償契約を締結し、その旨を当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に届け出なければならないものとする。こと。（新令第109条の4第1項、第109条の7第1項、第110条の2第1項、第110条の3、第110条の4第1項及び第125条の3関係）
- 2 選挙運動用自動車の使用の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める金額については、法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、都道府県が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものとし、公職の候補者が選挙運動用自動車を無料で使用することができることとされる額の範囲は、公職の候補者一人について、12万9,000円に、公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とするものとする。 （新令第109条の4第2項及び第4項関係）

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合

当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により3台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか2台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合

当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により3台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか2台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円）の合計金額

- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該公職の候補者につき公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であるこ

とにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合

当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において3人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか2人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

3 自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営の適用を受けようとする場合において都道府県が立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う金額は、契約に基づき作成された立札及び看板の類の一当たりの作成単価（当該作成単価が50,548円を超える場合には、50,548円）に当該立札及び看板の類の作成数（当該公職の候補者を通じて8以内のものであることにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とし、公職の候補者が自動車等に取り付ける立札及び看板の類を無料で作成することができることとされる額の範囲は、公職の候補者一人について、50,548円に立札及び看板の類の作成数（当該作成数が8を超える場合には、8）を乗じて得た金額とするものとする。 （新令第110条の3関係）

4 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営の適用を受けようとする場合において都道府県が立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う金額は、契約に基づき作成された立札及び看板の類の一当たりの作成単価（当該作成単価が38,621円を超える場合には、38,621円）に当該立札及び看板の類の作成数（当該公職の候補者を通じて10以内のものであることにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とし、公職の候補者が個人演説会場の立札及び看板の類を無料で作成することができることとされる額の範囲は、公職の候補者一人について、38,621円に立札及び看板の類の作成数（当該作成数が10を超え

る場合には、10) を乗じて得た金額とするものとする。 (新令第125条の3関係)

第3 参議院合同選挙区選挙の後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数に関する事項

- 1 参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者等及びその後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類の総数は、公職の候補者等にあつては24、後援団体にあつては36とすること。 (新令第110条の5第1項第5号関係)
- 2 参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者等及びその後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類にする表示は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の交付する証票を用いてしなければならないものとし、公職の候補者等又は後援団体が証票の交付を受けようとする場合は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会にその証票の交付を申請しなければならないものとする。 (新令第110条の5第4項及び第5項関係)

第4 選挙の一部無効による再選挙の場合の選挙運動の特例に関する事項

参議院合同選挙区選挙の一部無効による再選挙が一の都道府県の区域で行われる場合における選挙運動量の特例を設けるものとする。 (新令第127条の2第1項及び第132条の4関係)

第5 新聞広告に関する事項

参議院合同選挙区選挙においては、新聞広告は、その掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には掲載できないこととする。 (新規則第19条第6項関係)

第6 様式に関する事項

- 1 選挙立会人となるべき者の届出書の様式に関する事項

参議院合同選挙区選挙における公職の候補者が選挙立会人となるべき者を選挙分会長に届け出る場合の様式が整備されたこと。 (新規則別記第14号様式関係)

- 2 選挙録の様式等に関する事項

参議院合同選挙区選挙の選挙分会録は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における選挙録の様式に準じて選挙分会長が調製するものとしたこと。（新規則別記第27号様式関係）

3 選挙公営に係る様式に関する事項

参議院合同選挙区選挙における選挙公営に係る証明書の様式が整備されたこと。（新規則別記第28号様式の6から第28号様式の9まで関係）

第7 その他の事項

1 参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会とみなして適用する地方公務員法の規定に、同法第38条の2第1項の規定を加えること。（新令第1条の2第1項関係）

2 総務大臣又は中央選挙管理会は、選挙に関する常時啓発事業を参議院合同選挙区選挙管理委員会に委託して行わせることができ、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合には、遅滞なくその旨を、各合同選挙区都道府県の知事に報告しなければならないものとする。（新令第133条関係）

3 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、地方自治法施行令、漁業法施行令、市町村の合併の特例に関する法律施行令、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令について、所要の規定の整備が行われたこと。（改正令附則第4条から第8条まで関係）

4 その他所要の規定の整備を図るものとする。

第8 施行期日等に関する事項

1 改正令及び改正規則は、改正法の施行の日から施行するものとする。ただし、3の規定は公布の日から、第7の1の規定は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行するものとする。（改正令附則第1条及び改正規則附則第1項関係）

2 新令（第1条の2第1項及び第133条を除く。）及び新規則の規定は、改正令及び改正規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとする。（改正

令附則第 2 条及び改正規則附則第 2 項関係)

- 3 新令第 110 条の 5 第 4 項の規定による同項の証票の交付並びに同条第 5 項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者等の同意は、施行日前においても、同条第 4 項及び第 5 項の規定の例により行うことができるものとする。 (改正令附則第 3 条関係)